

令和 年度（ 前期 ・ 後期 ）学納金延納願

仁愛女子短期大学
学長 石川 昭義 殿

学生本人	学科	専攻
	学籍番号	
	学 生 名	⑩
保証人（親権者）	住 所 ※書類送付先	(〒 -)
	氏 名	⑩
	自 宅 電 話	() -
	携 帯 電 話	

学則第 29 条により、次のとおり学納金延納願の許可を受けたく申請いたします。
尚、当該期日を遵守しない場合には、学則第 33 条及び第 18 条の援用を受けても差し支えありません。

記

①延納理由

--

②納入期日・金額

No.	納入期日	金額	入金日	入金額	受領確認
1	令和 年 月 日()	円	/	円	

③その他（該当箇所を○で囲み詳細を記入してください）

学生本人への連絡について	(i) 連絡を控えてほしい (ii) 連絡しても構わない
貸与を受けている奨学金について	(i) 日本学生支援機構（1 種貸与月額 円 ・ 2 種貸与月額 円） (ii) その他 ()
アルバイトについて	(i) している (ii) していない

④注意事項

延納期限は、前期(5 月 20 日)、後期(11 月 20 日)とし、一括納付するものとする。
(期限が銀行の営業日でない場合は、その直前の営業日を分納期限とする。)
上記の回答に係らず、納入期限を過ぎても振込・連絡がない場合は、学生本人に直接連絡することがあります。

※抜粋

学則第 33 条
納付期限に至っても、学納金を納付しない者には督促する。
督促を受けてから 10 日以上経過して、なお納付しない場合には、学長はその登学を停止し、または学籍を除くことがある。

受 付	
学び支援課	経理課